

## 船舶事故調査報告書

平成23年5月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 山本 哲 也  
委員 石川 敏 行  
委員 根本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成22年3月20日 11時28分ごろ
発生場所	北海道稚内市声問 <sup>こえどい</sup> 埼沖 声問港北防波堤灯台から真方位012° 2.3海里（M）付近（概位 北緯45° 27.0′ 東経141° 46.0′）
事故調査の経過	平成22年3月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八 <sup>きんりゅう</sup> 金龍丸、4.8トン HK3-113785（漁船登録番号）、個人所有 11.92m（Lr）×3.06m×1.02m、FRP ディーゼル機関、450kW（漁船法馬力数）、平成2年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月2日 免許証交付日 平成20年2月20日 （平成25年4月1日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関及び航海計器が濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、稚内市声問埼北北東方沖1.7M付近で、漂泊してなまこけた網漁に従事していた。</p> <p>船長は、船尾甲板のウインチでけた網の引き綱を巻き込み、けた網を船尾端まで引き寄せたのち、船首部にある漁ろう用ブームの先端から導いた吊り索をけた網の入口に当たるけた部に結び、引き綱を伸ばしながら吊り索を巻いて右舷側から甲板上にけた網を揚げようとした。</p> <p>船長は、ふだんよりもけた網が重いことに気付いたが、放水口から海水が流入する状況でもなかったことから、けた網のけた部が海面上となるまで吊り索を巻き揚げ、船内にけた網を引き入れようとしたが、袋網部が重くて引き入れることができなかった。</p> <p>船長は、このとき船体が右舷側に大きく傾斜し、放水口から海水が流入していることに気づき、引き綱にけた網の荷重を移して傾斜を減少させることとし、吊り索を切断しようとしたが、平成22年3月20日11時28分ごろ、本船は、右舷側に大傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び乗組員は、海中に投げ出されたが、転覆した本船の船底にはい上がり、来援した僚船に救助された。また、本船は、僚船により稚内港に</p>

	えい航された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏	
その他の事項	<p>本船のけた網は、幅約3mあり、長さ約2mの鉄製けた部と長さ約4mの袋網部とによって構成され、約500kgの重量があった。</p> <p>本船は、両舷に合計10箇所の放水口を設けており、また、漁ろう用ブームの先端部が舷外に出ないように、同先端部から両舷のブルワークに導いたガイロープで調整していた。</p> <p>本事故当時、本船は、全ての倉口に蓋をかぶせていた。</p> <p>ダイバーは、本事故後、本船のけた網内に岩が入っているのを確認した。</p> <p>船長及び甲板員は、それぞれ救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、声問埼北北東方沖において、漁ろう用ブームを用いてけた網の揚収作業中、同網に岩が入っていたため、復原力を超える力が同ブームにかかって転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんよりもけた網が重いことに気付いたが、放水口から海水が流入する状況でもなかったことから、けた網の揚収作業を続けたものと考えられる。</p> <p>船長は、吊り索を切断して引き綱にけた網の荷重を移そうとしたが、同索を切断する前に本船が転覆したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、声問埼北北東方沖において、漁ろう用ブームを用いてけた網の揚収作業中、同網に岩が入っていたため、復原力を超える力が同ブームにかかって転覆したことにより発生したものと考えられる。	